

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

小山市長 様

小山市地方就職支援金交付申請書兼請求書

小山市地方就職支援金交付要領第5条第1項の規定により、確認事項に同意の上、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

なお、小山市地方就職支援金の交付を受けるに当たり、申請日または転入日のいずれか遅い日から5年間にわたり、小山市長が私の住民基本台帳の調査を行うことに同意します。

1. 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2. 交付申請額（請求額）・振込先

交付申請額（請求額）		円		
振込先	金融機関名		支店名等	
	種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

3. 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

4. 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

5. 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

以下の「小山市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」の内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
小山市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項 1 私は小山市地方就職支援金交付要領第3条各号のいずれにも該当します。 2 小山市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、小山市から求められた場合には、それに応じます。 3 以下の場合には、小山市地方就職学生支援金交付要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。 (1) 全額の返還 ア 虚偽の申請であることや居住や就職の実態がないこと等が明らかとなった場合 イ 支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合 ウ 支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。 エ 就職日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に栃木県内の別の企業に就職する場合を除く。 オ 本市への転入日から3年未満のうちに本市から転出した場合。ただし、申請時に既に本市に住民票がある申請者においては、申請日から3年未満のうちに本市から転出した場合とする。 (2) 半額の返還				

ア 本市への転入日から3年以後5年以内に本市から転出した場合。ただし、申請時に既に本市に住民票がある申請者においては、申請日から3年以後5年以内本市から転出した場合とする。				
以下の「小山市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」の内容について		A. 同意する		B. 同意しない
栃木県及び小山市は、本申請により得た個人情報について、栃木県及び小山市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、栃木県及び小山市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。				
申請日または転入日のいずれか遅い日から5年以上継続して、小山市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の交付対象となりません。

6. 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書の写し(住所、氏名及び生年月日を確認できるもの)
- (2) 移住元の住所を確認できる書類
- (3) 在学証明書(卒業年度が確認できるもの)
- (4) 交通費の領収書または利用履歴証明書(就職活動日の前後1日以内のもの)
- (5) 内定証明書(様式第2号)
- (6) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)